

下越国有林の地域別の森林計画書（案）
第1次変更計画
(変更部分のみ)
(下越森林計画区)

自 令和7年4月1日
計画期間
至 令和17年3月31日

関東森林管理局

下越国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

- 既に計画している箇所以外の荒廃地において、保安施設（渓間工、山腹工及びその他）を追加するとともに、林分密度が過密でありその調整が必要な保安林において、本数調整伐を行うため「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数			備 考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分	主な工種	
新発田市	15~17、19~22、24、46~50、52、 58~61、65、66、70~73、75、76、 88、90、101~103	31	6	溪間工	
胎内市	4~14、25、27、30~32	16	10	溪山間腹工	
五泉市	287~289、321、322	5	3	溪山間腹工	
阿賀野市	105、106、109、111~113、116、 117~121	12	3	溪山間腹工 本数調整伐	
阿賀町	201~204、207、208、210~212、 216~227、239、240、250~253、 255~258、260、261、266、 277~280	38	18	溪山間腹工 本数調整伐	
村上市	1005~1007、1009~1012、1021~ 1023、1025、1037、1038、1045、 1048、1053、1059、1065、1072、 1079、1083~1085、1122、1124~ 1140、1144~1150、1152、1214~ 1218、1221~1224、1230、1235、 1236、1302~1307、1362、1364~ 1366、1409、1411~1416	78	78	溪山間腹工 本数調整伐	
関川村	1308、1309、1313、1315、1317、 1318、1333~1339、1341、1349~ 1355、1357~1360、1367~1375、 1377~1379、1381、1383、1389~ 1393、1395、1397、1398、1400、 1402、1406、1425	51	51	溪山間腹工 地下水排除工 本数調整伐	
合 計		231	169		